

S N S 広告の留意点

S N S で物件の販売広告や募集広告を行った場合、これらは不動産の表示に関する公正競争規約（以下、「表示規約」という。）が適用される広告となり、ポータルサイト等と同じインターネット広告になりますので、会員におかれましては、以下の点にご留意ください。

1 S N S による物件広告には、物件概要が必要です。

ポータルサイトやホームページと同じように S N S にも物件概要（表示規約第 8 条の必要な表示事項）の表示義務がありますので、広告する物件種別に応じた概要の表示をお願いします。

コメント欄に記載する、画像化した概要を投稿する、リンク設定（タップ等して遷移できることが条件）ができる S N S であればリンク先で概要を表示する、といった方法があります。

2 「格安」、「最高」、「希少」等の用語は合理的な根拠がないと使用できません。

ポータルサイトやホームページ等では、ほとんど使用されていない特定用語（表示規約第 1 8 条第 2 項で規定する、合理的根拠なく使用することを禁止している「格安」、「最高」、「希少」等の用語）が多く使用されています。

また、「# 格安賃貸」等とハッシュタグに続けて使われている表示や、投稿動画中に流れる音声でも使われているケースもあり、これらも全て規制がかかります。

合理的根拠なく、使用していれば違反表示となりますのでご注意ください。

【実際に表示されていたもの】

※下線部が特定用語に該当

格安物件、# 格安
立地最強、最強特別仕様
コスパ抜群、アクセス抜群
陽当たり最高、眺望最高、ただただ最高
超破格、# 破格
駅近希少、希少物件